

〔商品説明書〕

〈あきぎん〉ふるさと秋田応援定期

(2026年3月16日現在)

商品名〔愛称〕	〈あきぎん〉ふるさと秋田応援定期
対象商品	スーパー定期、スーパー定期300および大口定期の自動解約方式
販売対象	個人・法人
預入期間	1年
預入 預入方法 預入金額 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括預入 ● 1口当たり10万円以上 ● 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動解約のうえ指定口座へ入金
利息 適用金利 利払方法 計算方法 課税方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 預入金額300万円未満の場合は、預入時のスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 ● 預入金額300万円以上の場合は、預入時のスーパー定期300の店頭表示利率を適用します。 ● 預入金額1,000万円以上の場合は、預入時の大口定期の店頭表示利率を適用します。 ● 預入時の店頭表示の利率は満期日まで適用されます。 ● 満期日以後一括支払い ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 ● 〈法人の場合〉総合課税（ただし、非課税法人については非課税） 〈個人の場合〉20.315%の源泉分離課税 ※ 2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付事業に応じて個別に設定します。
寄付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付事業に応じて個別に設定した募集期限日時点の〈あきぎん〉ふるさと秋田応援定期の預金残高に対して、0.05%相当額（上限300万円）を当行負担により寄付先に寄付いたします。
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合貯蓄口座の担保としても利用できます。（貸越利率は、担保定期預金の利率の0.5%高） ● マル優がご利用できます。
期限前解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 別表をご参照ください。
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※ 預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動解約以外のお取扱いはできません。 ● インターネットバンキングでのお申込みは可能です。 ● ATMではお取扱いいたしません。

当行の指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈 指定紛争解決機関 〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈 全国銀行協会相談室のご案内 〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

別表：期限前解約時の取扱い

● スーパー定期、スーパー定期 300 の場合

満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻しします。

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	約定利率×50%

(注) 期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

● 自由金利型定期預金（大口定期）

預入していた期間	期限前解約利率
1か月未満	○
1か月以上	△

○……下記A、B、Cのいずれか最も低い金利

(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とする)

△……下記B、Cのいずれか低い金利

(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とする)

A：解約日における普通預金利率

B：約定利率×70%

C：約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

預入日数

(小数点第4位以下切捨て)

(注) 基準利率とは、期限前解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。